

令和8年度（2026年度）宇城地域魅力発信強化業務委託に係るプロポーザル実施要項

1 業務の目的

宇城地域は、県内の二大観光地の一つである天草への通過点となっているため、当該地域を目的地の一つに組み入れ、滞留時間の延長や観光消費額の増加を図る必要がある。

そのため、宇城地域観光推進協議会では公式Instagram「うきたび」を活用し、広く地域の魅力を発信しているところだが、適時適切な情報の発信ができていない状況にある。

そのような中、本年、熊本デスティネーションキャンペーンの開催、また、宇城地域3市町と台南市との友好交流協定締結に伴う台湾人観光客の増加等を好機と捉え、より旅行者のニーズに合った情報を効率的かつ効果的に届け、宇城地域への来訪意識を向上させることが重要である。

そこで、宇城地域の自然、暮らし、歴史、文化、人などの魅力を、画像・動画・音などを用いた投稿コンテンツとして日本語及び繁体字で効果的に発信し、「行ってみたい場所」として興味関心を高め、誘客促進につなげる。

また、公式 SNS から多言語対応の「うと・うき・みさとスマートガイド」へ誘導し、動画や音声で地域の魅力を体験できる機会を創出する。

2 委託する業務

別添「令和8年度（2026年度）宇城地域魅力発信強化業務委託基本仕様書」のとおり

3 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月23日（火）まで

4 委託料の上限

2,040千円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

※ 本業務に係る一切の費用は上記に含めるものとする。

※ 提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示した額とは必ずしも一致しない。

5 プロポーザルの概要

(1) 公募開始（公告日）	令和8年6月17日（水）
(2) 質問書提出期限	令和8年6月25日（木）正午必着
(3) 参加申込書提出期限	令和8年6月29日（月）正午必着
(4) 企画提案書提出期限	令和8年7月9日（木）正午必着
(5) 審査（プレゼンテーション）	令和8年7月15日（水）
(6) 結果通知	令和8年7月16日（木）（予定）
(7) 仕様書協議等	令和8年7月17日（金）～21日（火）（予定）

6 参加資格

- (1) 法人又は法人で構成される団体。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをされた者
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立てをされた者
 - ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (6) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (9) 複数の法人でグループを構成して申込する場合は、次の事項に注意すること。
 - ア 代表団体を選出し、宇城地域観光推進協議会とのやり取りについては代表団体が行うこと。
 - イ 申込書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
 - ウ 代表団体及びその構成員は上記の(2)から(8)のすべてを満たすこと。

7 参加申込み

(1) 提出物

① プロポーザル参加申込書（様式1） 1部

② 会社概要（様式2） 1部

※事業内容、組織概要、会社の沿革、その他参考となる事項については、パンフレット等既存の資料の添付でも可。

③ 登記事項証明書 1部

法務局が提出日の3カ月以内に発行した現在事項証明書の原本に限る。

④ 直近2事業年度における決算書の写し

⑤ 納税証明書（原本、3カ月以内に発行されたもの）

ア 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書

イ 県税に未納がないことの証明書

熊本県内に本店又は支店等がない場合は、本社所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納が無いという証明書を提出すること。東京都等「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人住民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書。

ウ 委任状 1部

本店の代表者から支店、営業所等の代表者へ契約行為の権限を委任する場合に限る。様式は任意とする。

※現在、熊本県の入札参加資格を有している者は、上記③から⑤までの書類を省略することができる。

(2) 提出期限

令和8年（2026年）6月29日（月）正午必着

※郵送の場合は期限内に必着すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

8 質問書

実施要項や仕様書について疑義がある場合は、必要事項を記入し、次のとおり提出すること。

(1) 質問方法

質問書（様式3）により、電子メールで提出するものに限る（必ず到達確認をすること）。なお、電話による質問には回答しない。

(2) 提出期限

令和8年（2026年）6月25日（木）正午必着

(3) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

(4) 質問への回答

電子メールで行う。なお、回答内容は必要に応じて熊本県ホームページに掲載するとともに、参加者全員に知らせる場合がある。

9 参加資格の確認及び資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 企画提案参加資格の確認については、申込書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。
- (2) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、宇城地域観光推進協議会会長に対して参加資格がないと認められた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (3) 宇城地域観光推進協議会会長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

10 企画提案書の提出

(1) 提案書

「12 受託者の選定方法（評価項目）」及び仕様書を踏まえた上で、次の項目を盛り込んで作成すること。

- ① 表紙（様式4）
- ② 概要

今回提案する企画の全体概要をA4版縦1枚で分かりやすく簡潔にまとめること。

- ③ 企画の提案とその理由
- ④ 企画内容の実施スケジュール（管理運営計画含む）
- ⑤ 本業務に携わるスタッフの役割及び実施体制、特長（強みなど）、実績等
- ⑥ 事業者の取組み

該当がある場合は、事業者の取組に関する申出書（様式5）及び該当項目の添付書類

⑦ 参考見積額

内訳を明確に示すこと。

(2) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

(3) 提出期限

令和8年（2026年）7月9日（木）正午必着
※持参又は郵送とし、郵送の場合は、期限内に必着。

(4) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

(5) 注意事項

- ・提案者名は、提案書の表紙以外に記入しないこと。
- ・サイズは原則A4版とし、クリップ止め（テープ等で止めない）とする。
- ・上記①～⑦の順番で編纂すること。
- ・提出書類は、片面印刷、両面印刷は問わないが、長辺とじとすること。
- ・文字数や頁数に制限はないので、提案者の負担にならない程度で記載すること。

(6) 企画提案書を無効とする場合

次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき

イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき

エ 申込書に虚偽の内容が記載されているとき

オ その他、選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき

(7) 提出された企画提案書の取扱い

- ① 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- ② 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- ③ 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- ④ 宇城地域観光推進協議会は受託者選定のため、提出された提案書の写しを作成、使用することがある。
- ⑤ 提出された提案書は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に準じ公開することがある。

11 契約保証金に関する事項

契約に当たっては、熊本県会計規則第77条の規定に準じ、契約保証金を納付すること。なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。

ただし、熊本県会計規則第78条に該当する場合、契約保証金は免除する。

12 受託者の選定方法（評価項目）

(1) プレゼンテーション審査

資格審査の上、提案者によるプレゼンテーション（事業説明）を実施し、次の評価項目に基づき、各審査員の採点数の合計が最も高かった提案を行った事業者を受託者として選定する。なお、基準点を下回った場合はその限りではない。

評価項目	配点
① 提案内容は、仕様書の「業務の目的」「業務委託内容」を十分理解した提案となっているか。	10
② 宇城地域に「行ってみたい」と思わせるための定量・定性の両面を伸ばす工夫がされているか。 ・ 閲覧者の関心を高めるための投稿設計や運用方法が具体的に示されているか。 ・ 目標フォロワー数は適当か。 ・ 地域在住者と連携し、地域の魅力を的確に把握、発信する方法が示されているか。 ・ 投稿結果を分析し、改善につなげるための方法や仕組みが示されているか。	25

③ 台湾インバウンドへの対応 ・台湾旅行者の興味関心を引くための工夫があるか。	15	
④ 実施体制 ・実施内容に対して適切な人員が確保されているか。 ・役割分担が明確かつ適切であるか。 ・迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	15	
⑤ 従事予定者の専門知識・ノウハウ 業務内容に関する専門知識、ノウハウ等があるか。	15	
⑥ 類似業務の実績 本業務と類似もしくは関連した契約実績があり、業務を遂行するに当たり有益な知見があるか。	5	
⑦ 実施手順、スケジュールは明確かつ妥当か。	5	
⑧ 見積額は適当か。提案内容と整合性がある経費が適切に見積もられており、費用対効果が期待できるか。	5	
⑨ 事業者の取組 (公告日現在)	・熊本県ブライト企業の認定を受けている。	1
	・障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)がある、または協力雇用主登録制度に登録している。	1
	・事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績(当該年度又は前年度)がある。	1
	・熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録している。	1
	・熊本県SDGs登録制度に登録している、またはパートナーシップ構築宣言をポータルサイトに登録している。	1
合 計	100	

ア プレゼンテーション審査は、令和8年(2026年)7月15日(水)、宇城地域振興局において実施予定。時間等詳細は、後日、参加申込者に対し通知する。

イ 審査時間は、質疑応答を含め30分間とする。

ウ プレゼンテーションに参加しない場合は、受託意思がないものとみなす。

エ 審査結果は、全てのプレゼンテーション参加者に対し電子メールにて速やかに通知する。

(2) 注意事項

事業実施にあたっては、提案内容をベースとするが、詳細は協議のうえ変更する

場合がある。

13 関係書類

関係様式等は、熊本県ホームページから入手すること。

14 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意いただき、関係者とトラブルがないようにすること。
- (3) 本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。
- (4) 審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。（この場合、次順位の者と契約について協議を行うものとする。）
- (5) 審査で最高位の評価を受けた者を受託者として選定した後に、業務内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (6) 参加者が1者のみであった場合でも、プレゼンテーション（事業説明）での選定は実施する。
- (7) 参加申込手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（様式6）を提出すること。

【提出先、問い合わせ先】

〒869-0532 宇城市松橋町久具400-1

宇城地域観光推進協議会（事務局：宇城地域振興局総務振興課）

電話：0964-32-2113（直通）

E-mail：ukisoumu25@pref.kumamoto.lg.jp